

1. 全世代型社会保障の構築に向けて

- 全世代型社会保障は、世代間の対立ではなく、それぞれの世代にとって必要な保障をバランス良く確保していくという視点が大事。
- 負担能力のある高齢者は支え手に回っていただき、現役世代の負担増を抑えていくことが必要ではないか。
- 2040年を見据えた、全世代型社会保障のグランドデザインを示すべきではないか。

2. 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

- 労働政策の変化や働き方の変容と整合性のある形で議論すべき。男性の長時間労働により家事参加が難しくなっている。子ども・子育て支援や働く親の支援、両立支援といった論点が渾然一体となっているが、少なくとも出産や子育てにかかる経済的な負担の問題と、働く親への両立支援の問題は、趣旨や目的が大きく異なるので、何を目指していくかに注意が必要。
- 育児休業制度は、人手不足の中で優秀な人材を確保したい企業は積極的に取り組んでおり、企業が人材戦略として進めるべきこと。
- 育児休業制度及び育児休業給付制度は、労働者の雇用継続を目的として、制度化、拡充されてきた。育児休業制度等の充実は、子育てをする女性が希望どおり働き続けることに貢献。他方、男性の育児休業は、雇用継続よりも子育てを行う機会の確保に主眼が置かれてきた面が強いのではないか。
- 男性の育児休業の取得率が低い。本年10月に施行する「産後パパ育休制度」においては、事前の労使合意により育児休業期間中に就業することが可能とされており、育児休業取得後のキャリアへの影響を懸念する男性の育児休業の取得促進に資すると考えられる。制度について十分に周知するとともに、効果検証を行うべき。あわせて、テレワークの更なる活用も検討すべきではないか。
- 非正規労働者について、育児休業制度の対象となっても取得率が低かったり、そもそも育児休業給付の対象となっていない方がいたりする問題がある。非正規労働者は、保育所の利用調整基準において、フルタイム労働者と比べて不利に扱われている。育児休業のみならず保育との接続まで見据え、非正規労働者が出産・育児に伴い、仕事を断念するか、出産を断念するかという選択を迫られないようにする必要。所得の下支えや、世帯所得の引上げを図り、仕事と子育ての両立につなげることが重要。
- 子育て期の短時間勤務制度について、取得率が低い。また、経済的な支援はない。
- 育児休業給付を雇用保険制度の給付としていることを見直し、より個人としての取得の権利を確立し、非正規雇用者を含めて子育て支援を前面に出した制度に見直していくべき。
- 保育士の不足などを考えても、育児休業を誰もが取得できる社会制度を検討することは重要。
- 保育所やこども園といった施設を使っていないワンオペ育児家庭等、多様化する子育て家庭の状況に応じた子育て支援について、より手厚い支援をしていくことが、児童虐待をはじめ様々な問題の減少のためにも重要。
- 子ども・子育て支援法は、子ども・子育て支援、家族形成支援、両立支援という視点でみたとき、包括的・継続的な支援という意味では労働政策との一元性、財源の一貫性など色々な課題が残っている。社会全体で安定的な財源を確保して包括的に施策を展開できるような一元的な制度をつくることを目指すべき。

### 3. 勤労者皆保険の実現

- 短時間労働者など一部の労働者を被用者保険の適用除外としている現行制度は、事業主に対して、非正規雇用等を推奨している面がある。格差や貧困をなくすためにあるはずの社会保障が、使用者に非正規雇用を促して格差・貧困を生んできた面があり、そうした矛盾を直視し、解決を図るべき。
- まずは、企業規模要件の段階的引下げなどを内容とする令和2年年金制度改正法に基づき、被用者保険の適用拡大を着実に実施すべき。
- 被用者保険の適用拡大を更に進めるため、企業規模要件の50人以下への引下げや非適用業種の見直し等を検討すべき。
- フリーランス・ギグワーカーなど現在の社会保険では包摂できていないような非典型労働者については新しい被保険者類型を考えて、実態にふさわしい適用をしていくことが必要。
- フリーランス・ギグワーカーへの社会保険の適用については、まずは、被用者性や労働者性をどう捉えるかの検討が先決。
- 事業主の雇い方の選択を歪めないよう、フリーランス・ギグワーカーへの目配りが必要。実質的には雇用類似の働き方をしているにもかかわらず、事業主負担を嫌って、フリーランス契約が企業によってあえて選択される事態が起こらないようにする必要。

### 4. 女性の就労の制約となっている制度の見直し

- いわゆる「106万円の壁」、「130万円の壁」の直前で就業調整を行っている実態がある。「壁」の解消に向けた取組が必要。
- 被用者保険の適用拡大は、配偶者の扶養の範囲で働く被扶養者にとって抵抗感が強い「130万円の壁」を消失させる効果がある。
- いわゆる「106万円の壁」や「130万円の壁」については、最低賃金の引上げや被用者保険の適用拡大を図ることにより、ある程度問題解決が図られる状況になりつつある。
- 配偶者控除や企業の配偶者手当については、猶予期間を設けるなどしつつ、廃止の方向に向かうべきではないか。

### 5. 家庭における介護の負担軽減

- 在宅高齢者を支えるサービス基盤の整備と更なる機能強化が重要。基盤整備は、介護サービスの提供にとどまらず、住まいと生活の一体的な支援や見守り・相談支援も見据えたものである必要。
- 高齢者の参画や処遇改善の取組を進めることによる介護人材の確保が重要。
- 介護休業よりも介護休暇などの利用が多い。介護離職は男女ともに生じる問題であり、中高年労働者が介護離職をした場合、再就職が困難であり、生活破綻につながることも指摘されている。介護休業に限らず、介護離職を防ぐための施策が重要。
- 認知症を抱える方の家族やヤングケアラーを含め、支援を行う方に対する支援を行う必要。

## 6. 「地域共生社会」づくり

- 人々が生活し、つながりを作るための支援が行われる場としての地域づくりは重要な課題。孤独・孤立対策を更に進める必要。
- 子育て世帯、高齢者、障害者、医療的ケア児等様々な困難を抱える方とその家族を支える地域ネットワークづくりが重要。「人と人」、「組織と組織」のつながりを作ることが重要。
- 一人一人が自分の暮らしがあり、仕事があり、その中で役割を得ながら経済が回っていきけるような地域の社会経済循環の構築と一体的に社会保障制度を捉える視点が重要。
- 社会保障・福祉の制度には、住居が定まっていることが利用の前提となるものがあり、支援が必要な方に給付を届ける観点からも住まいの支援は重要。
- 住まいの支援については、公営住宅、住宅セーフティネット制度や生活困窮者向けの住居確保給付金、生活保護制度における住宅扶助等の既存の住まいの支援制度について、課題、重複の有無、支援の在り方などについて検討することが重要。
- 住宅の提供のみならず、見守りや相談支援の提供をあわせて行う仕組みを考えていくことが極めて重要。空き地、空き家の活用など、まちづくりの視点から検討することも重要。各地方自治体において、地域の実情に応じた仕組みを検討する必要。

## 7. 医療・介護・福祉サービス

- 公的価格検討委員会における費用の見える化を着実に進める。検討にあたっては、医療経済実態調査、介護経営実態調査に加えて、事業報告書の活用も重要。
- バックヤードにおけるデジタルの活用等により人材への依存度を下げることが重要。少ない人材で回る現場を作ることが処遇改善にもつながる。
- 電子カルテ情報及び交換方式等の標準化は、効率的な医療の提供や、患者の利便性向上につながるるとともに、創薬などの研究開発にも資する。
- CTスキャン、MRIや健康診断等で得られる個人の医療情報を、自分で管理・活用することができるよう、議論すべき。どこで取られたデータであるか保証された個人のデータを自分が管理でき、自身の希望に応じて医者等に渡して活用してもらうことができるようになれば、重複検査や重複診療の削減、医療費の効率化につながる。
- 新型コロナにより、日頃健康な人もかかりつけ医を持つことの重要性や、地域におけるかかりつけ医機能が有効に発揮されることの意義などが改めて確認された。
- 新型コロナ感染拡大により明らかになった課題等に対応するため、診療報酬・薬価等に関する制度改革に取り組むべき。
- 「地域完結型」の医療・介護サービス提供体制の構築に向けて、包括支援型の地域ケア拠点の計画的整備、多職種連携・多機関連携を機能させるためのデータヘルス・情報連携基盤の実装、地域医療連携推進法人等サービス提供を担う主体の経営基盤の強化・多機能化などを進める必要。また、在宅医療の機能強化や、「治療」に特化する病院群と「治し支える」地域医療を担う病院群を明確に位置付けるなど、地域医療構想の再構築を進めるべき。そのため、診療報酬体系・介護報酬体系の見直しを進める必要。
- 効率的で質の高い医療・介護サービス提供体制を整備していくことが重要。そのためには、特に医療提供体制については都道府県のガバナンスを強化していくことが不可欠であり、医療保険制度の見直しまで視野に入れて議論を深めていくことが必要。